

ドローンの飛行ルール

！ 飛行禁止空域

① 空港周辺



② 緊急用務空域



③ 150m以上の上空

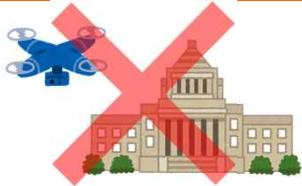


④ DID (人口集中地区)



☞ ①～④の空域で飛行させたい場合には、国土交通大臣の許可が必要です。詳細は国土交通省航空局HPへ！
 ※ 空港周辺、150m以上の空域、DID (人口集中地区) 上空等の飛行許可 (包括許可含む。) があっても、緊急用務空域を飛行させることはできません。

⑤ 国の重要な施設等*の周辺



⑥ 外国公館の周辺



⑦ 防衛関係施設の周辺



⑧ 原子力事業所の周辺



* 国会議事堂、首相官邸、危機管理行政機関、最高裁判所、皇居・御所、政党事務所等

☞ ①、⑤～⑧の施設の周辺で飛行させたい場合には、施設管理者等の同意や都道府県公安委員会等への事前通報が必要です。詳細は警察庁HPへ！

！ 飛行空域を問わず順守する必要があるルール

※ 下記のほか、飛行前確認、衝突予防が必要になります。

① 飲酒時の飛行禁止



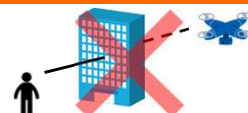
② 危険な飛行禁止



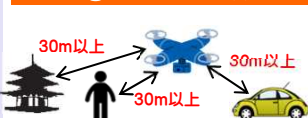
③ 夜間での飛行



④ 目視外飛行



⑤ 距離の確保



⑥ 催し場所での飛行禁止



⑦ 危険物輸送の禁止



毒物類、引火性液体、火薬類、凶器など

⑧ 物件投下の禁止



☞ ③～⑧の方法によらずに飛行させたい場合には、国土交通大臣の承認が必要です。

国土交通省HP

警察庁HP



◀ 日本語
English ▶



◀ 日本語
English ▶



使用する無線機器

技適マークがついていない免許不要の無線機器 (免許不要の無人航空機を含む) は、外国の規格に基づいているものであっても、国内では使用できず、違法使用になるおそれがあります。

技適マーク



総務省HP



◀ 日本語
English ▶

